



平成30年度 環境ふくい未来創造事業資金助成 ご案内

募集期間 平成30年4月20日~平成30年5月18日

企業などからのご寄附を、県内において環境美化や 環境保全活動する団体に助成し、応援します!



以下のすべてに該当する団体が対象となります。

- ・環境ふくい推進協議会の会員であること。
- ・助成を受けた活動を行う組織体制が整っていること。
- ・国や地方公共団体でないこと。

助成金額

ボランティア枠

地域における無償の環境保全活動を支援します。

1団体につき最大10万円

チャレンジ枠

助成期間終了後も**経営計画を立て、自立した運営を目指す団体**を支援します。 協議会が実施する各種セミナー(経営計画の立て方等)やアドバイスでバックアッ プします。

1団体につき最大50万円/年(最長3年まで助成)

<u>※チャレンジ枠の助成内容は1年毎に審査し、また、制度の見直し等により</u> 3年間助成するとは限りません。

助成対象活動

以下のすべてに該当する活動が対象となります。

- 福井県内において実施するものであること。
- ・福井県環境基本計画を推進すると認められるものであること。
- ・地域に根ざした実践的なものであり、その地域特性(文化、自然、地理、歴史、 社会、経済等)について十分配慮されているものであること。
- ・活動が地域や地域以外への波及効果を伴うものであること。
- ・継続性、発展性が見込まれるものであること。
- ・利益の発生を伴う活動については、活動収益を私的に分配するものではないこと。 なお、チャレンジ枠においては、使途が公開され、活動収益を再投資するものであること。

申請書類について 平成30年5月18日(金)必着

- 1 申請書
- 2 活動実施計画書
- 3 収支予算書
- 4 法人等調書
- 5 法人登記簿抄本もしくは謄本(法人の場合)
- 6 定款、寄付行為またはこれに準じる団体規約等
- 7 役員名簿または全構成員名簿
- 8 団体の活動を知る上で参考となる資料(広報誌等)
- 9 活動に使用する土地や建物に関する資料

1から9を環境ふくい推進協議会 事務局(福井県安全環境部環境政 策課内)まで郵送してください。

申請書の様式は当協議会のホームページからダウンロードできます。

URL

http://www.kankyou-fukui.jp/

- ・平成30年6月8日 (金) に開催する育成支援部会(以下、部会)において、 プレゼンテーションにより、事業内容を説明していただきます。
 - ※プレゼンテーションに欠席された場合、不採択となりますのでご注意ください。
- ・部会において選考し、結果は後日、団体あてに通知します。

採択基準について

・採択基準は、ボランティア枠とチャレンジ枠で異なります。詳細は「環境ふくい未来創造事業資金助成要領」をご確認ください。

助成決定後について

- ・助成決定額の8割以内で、前払いを受けることができます。
- ・30年度に協議会が開催する団体向けスキルアップセミナーを受講してください。
- チャレンジ枠については、定期的に活動の進捗状況を確認させていただき、 活動の進め方について、必要に応じ協議会がアドバイス等の支援をします。
- ・助成活動が終了しましたら、速やかに実施報告書を提出してください。 部会での実績評価(3月頃)後、助成金額を確定し、助成金をお支払します。
- ・助成活動の実績を総会等での発表やパネル展示等で紹介していただくことがございます。

★平成29年度助成事業紹介(チャレンジ枠)★

団体名 坂口地区うららの町づくり振興会 環境部会

活動内容 地元の山であるハッピー山および矢良巣岳を整備

地元の山であるハッピー山および矢良巣岳を整備し、森の生物多様性を 考える身近な教材の山とするため、3年間で以下の活動を予定しています。

- 遊歩道整備
- ・ウォーキングイベントや自然観察会の実施
- ◆ 3年間の助成期間終了後も山を守っていけるよう、応援します!◆



←ハッピー山の自然観察会の様子

プラ擬木を設置し、⇒ 安全な遊歩道を整備



助成対象経費

経費の区分		内容(例)
報償費		専門家の技術指導を受ける場合の指導者謝金 (上限 20,000円/人/回)
賃金 (チャレンジ枠に限る)		活動に直接関わる人件費 (上限 6,000円/日)
旅費		指導者旅費、調査旅費、活動参加者旅費 (上限 車での移動の場合、37円/kmで計算した額)
需用費	消耗品費	活動実施に直接必要となる消耗器材の購入費、 参考書籍購入費 ※事務用品等日常的に使用される消耗品は対象外 ※参考書籍は、活動の実施に不可欠なものに限る。
	燃料費	活動実施に直接必要となる機械の燃料費
	食糧費	活動実施に直接必要となる弁当・飲料購入費 (上限 500円/回/人)
	印刷製本費	資料印刷費、写真代、報告書印刷費
	修繕費	活動を実施する過程で損傷した機械等の修理費
役務費	通信運搬費	活動実施に直接必要となる資材等の運搬費、郵便料 ※電話料は対象外
	手数料	振込手数料
	保険料	ボランティア等の傷害保険料
委託料		専門知識や特殊な技術設備を必要とする業務や調査等を 依頼する費用
使用料および賃借料		会議室使用料、土地・建物借上料、機械・自動車借上料
原材料費		苗木代等
備品購入費 (チャレンジ枠に限る。)		活動に必要な機器の購入代
その他		上記のほか、環境ふくい推進協議会長が必要と認める経費 ※事務局と事前に協議すること。